

令和5年度 幼児教育の理解・発展推進事業（沖縄県版）実施要項

沖縄県教育庁義務教育課

I 趣 旨

沖縄県において、幼稚園教育要領に加え、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針等、幼児教育に関する内容、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼児教育の振興・充実を図る。

II 主 催 沖縄県教育委員会

III 実施期間 令和5年4月～令和6年3月

IV 実施内容

1 幼児教育研究協議会

幼児教育に関する専門的な講義や研究協議（幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針において、教育内容の整合性が図られていることを踏まえた実施に配慮すること）協議主題の選定については、中央協議会における研究協議等のため、文部科学省より指定された分担に応じて研究を行う。

| | |
|---|---|
| 【共通協議主題】 「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論等を踏まえ、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について | |
| 【協議の視点】 ① 幼児教育施設と小学校の先生方が、それぞれの保育・教育への理解を深め、架け橋期のカリキュラムを協働して作成するためには、どのようにしていけばよいか。 ② 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引（初版）や参考資料（初版）等を踏まえ、子供の発達や学びの連続性を確保するため、各園や学校としてこれから何に取り組んでいく必要があるのか。 | 【担当地区】 国頭地区 中頭地区 那覇地区 島尻地区 宮古地区 |
| 【協議主題の理解を深めるために必要な資料等】 ○幼稚園教育要領及び同解説 第1章 総則 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 第3 教育課程の役割と編成等 5 小学校教育との接続に当たっての留意事項 ○幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び同解説 第1章 総則 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等 3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等 1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等 (5) 小学校教育との接続に当たっての留意事項 | |

| | |
|---|--------------------------------|
| <p>○保育所保育指針及び同解説</p> <p>第1章 総則</p> <p>4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</p> <p>第2章 保育の内容</p> <p>4 保育の実施に関して留意すべき事項</p> <p>(2) 小学校との連携</p> <p>○小学校学習指導要領及び同解説</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 教育課程の編成</p> <p>4 学校段階等間の接続</p> <p>※「第2章 各教科」における生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育、特別活動において、「幼稚園教育要領等に幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。」とされている。</p> | |
| <p>【協議主題1】 「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論等を踏まえ、幼児教育の質に関する認識の共有、家庭や地域との連携の在り方について</p> | |
| <p>【協議の視点】</p> <p>① “よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を各施設と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」を実現していくため、幼児教育の質に関して社会との認識の共有を図り、地域や家庭との関係においても連携を強化していくためには、どのような取組や工夫が考えられるか。</p> <p>② 全ての子供のウェルビーイングが高めることが求められている中、幼児教育施設が有する機能を地域に開放し、地域の子供やその保護者を対象に子育ての支援を充実させていくためには、どのような取組や工夫が考えられるか。</p> | |
| <p>【協議主題の理解を深めるために必要な資料等】</p> <p>○社会に開かれた教育課程について</p> <p>「社会に開かれた教育課程」の3つのポイント</p> <p>① よりよい園・学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を園・学校と社会とが共有します。</p> <p>② これからの社会を創り出していく子供たちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを園・学校教育で育成します。</p> <p>③ 地域と連携・協働しながら目指すべき園・学校教育を実現します。</p> <p>○幼稚園教育要領及び同解説</p> <p>第1章 総則</p> <p>第7章 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など</p> <p>第3章 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に</p> | <p>【担当地区】 八重山地区</p> |

| | |
|---|-------------------------------|
| <p>配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。</p> <p>○幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び同解説 第4章 子育ての支援</p> <p>○保育所保育指針及び同解説 第4章 子育て支援</p> | |
| <p>【協議主題2】 指導計画の作成、保育の展開、指導の過程の評価・改善について</p> | |
| <p>【協議の視点】</p> <p>① 幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるように指導計画を作成するには、どのような工夫が必要か。</p> <p>② 具体的なねらい及び内容を設定し、適切な環境を構成するに当たって、どのようなことを考慮する必要があるか。</p> <p>③ 幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう、先生はどのような姿勢で援助をする必要があるか。</p> <p>④ 幼児の実態等に即して指導の過程についての評価を適切に行い、指導の改善を行うためには、どのような工夫が必要か。</p> | |
| <p>【協議主題の理解を深めるために必要な資料等】</p> <p>○幼稚園教育要領及び同解説 第1章 総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価の実施 1 指導計画の考え方 2 指導計画作成上の基本的事項</p> <p>○幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び同解説 第1章 総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等 2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価 (1) 指導計画の考え方 (2) 指導計画の作成上の基本的事項</p> <p>○保育所保育指針及び同解説 第1章 総則 3 保育の計画及び評価 (2) 指導計画の作成 (3) 指導計画の展開 (4) 指導計画の展開</p> <p>○「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」(令和3年2月文部科学省)</p> <p>○「指導と評価に生かす記録」(令和3年10月文部科学省)</p> | <p>【担当地区】 該当なし</p> |

(1) 研究委員・指導講師

①地区別一覧

| 地区 | 国頭 | 中頭 | 那覇 | 島尻 | 宮古 | 八重山 | 計 |
|------|-------------|-------------|-----|-----|------|-----|-----|
| 市町村 | 国頭村 大宜味村 | 中城村 北中城村 | 浦添市 | 糸満市 | 宮古島市 | 石垣市 | |
| 研究委員 | 4名 | 4名 | 3名 | 3名 | 3名 | 3名 | 20名 |
| 指導講師 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 | 6名 |

②委嘱について

- ア 研究委員については、公私立幼稚園及び公私立幼保連携型認定こども園、公私立保育所（園）の教諭等を対象とする。
- イ 指導講師については、市町村教育委員会及び保育主管課担当主事等を充てる。
- ウ 研究委員及び指導講師の任期は、原則として1年とする。なお、再任は妨げない。
- エ 研究委員及び指導講師に欠員が生じた場合、新たに選任された研究委員及び指導講師の任期は、その残任期間とする。
- オ 研究委員及び指導講師の委嘱状は、各教育事務所で作成し交付する。

③研究の推進について

- ア 指導講師は、教育事務所と連携し、研究の進め方や進捗状況等を把握し適宜指導助言を行う。
- イ 指導講師は、公開保育、研究協議の充実について随時、指導助言等を行う。

④運営について

- 運営全般は、各教育事務所において行うこととする。

(2) 地区幼児教育研究協議会等

- ①地区幼児教育研究協議会においては、割り当てられた協議主題に基づいた保育実践、研究発表、研究協議を行う。
- ②地区幼児教育研究協議会の日程は、各教育事務所が調整して定める。
- ③地区幼児教育研究協議会での研究協議については、参加型の研修となるよう、各教育事務所で工夫すること。
- ④地区幼児教育研究協議会の趣旨説明については、義務教育課と連携しながら行う。

(3) 提出資料

- ①【4月】「幼児教育研究計画書」の提出（義務教育課へ）
- ②【10月】「協議主題の要旨」提出（文科省へ）※令和5年12月に中央協議会を実施予定。
- ③【12月】「研究の概要」提出（義務教育課へ）

(4) 参加者

- ①各教育事務所は、管内の全幼児教育保育施設園長（保育者含む）に周知を図ること。
- ②各教育事務所は、保幼こ小の連携を推進するために幼児教育保育施設に加え、小学校長（教諭等）へも幼児教育研究協議会の周知を図ること。
- ③義務教育課は、本県の幼児教育研究協議会等の状況を文科省へ報告する。

(5) 研究費

- ①研究費は市町村に対して委託料として支払うものとする。
- ②市町村は研究費の受入及び支出に係る予算の確保をすること。

(6) 旅費

- ①研究委員及び指導講師の旅費は、義務教育課で支弁する。(予算の範囲内で)
 - ・実績報告書(研究委員等の研究実態の状況が分かる資料を添付すること)
 - ・移動ルート of 提出
 - ・研究委員等による研究会は、必要な回数のみ実施することに留意すること。
- ②教育事務所の担当指導主事の旅費は当該機関で対応する。
- ③その他については、関係機関で対応する。

2 園長等運営管理協議会

園長等に対する幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の運営・管理に関する専門的な講義や研究協議等を各教育事務所にて実施する。

(参考例)

- ・幼稚園教育要領等の趣旨を踏まえた保育を園の教師等に対していかに指導していくかについて
- ・時代のニーズに対応した新しい各園の機能と園長のリーダーシップについて 等

3 保育技術協議会

保育技術についての専門的な講義や研究協議等を県立総合教育センターにて実施する。

(参考例)

- ・保育の記録を活かした指導の振り返りや評価と指導の改善について
- ・幼児理解に基づいた計画的な環境の構成について
- ・家庭との連携・保護者との対応について 等